

岐阜県外国人起業活動促進事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、岐阜県が、起業準備活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、通常は上陸又は在留資格の変更時に求められる在留資格「在留・管理」に係る要件を上陸後または在留資格の在留資格の変更後1年が経過するときまでの間に満たせばよいこととし、その間は在留資格「特定活動」としての起業準備活動を認めることにより、岐阜県内における外国人による起業活動を促進するものです。

2 本事業の対象者

岐阜県内で新たに事業を始める外国人の方

3 対象となる事業

我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図ることが期待でき、以下の産業にあてはまる事業とします。

(1) IT、IoT等関連事業

事業内容：IT、IoT等を導入・活用し、企業の生産性向上や新商品・技術開発、付加価値創造に関連する事業

(2) 観光事業

事業内容：県の観光消費の拡大、県内への誘客促進に関連する事業

4 本事業の流れ

(1) 起業準備活動計画の申請

ア 提出書類

岐阜県において、起業準備活動計画の確認を行います。

確認に当たっては、岐阜県外国人起業活動促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に従って、以下の書類を提出していただきます。

<新規申請時の提出書類>

- ① 起業準備活動確認申請書（要綱 様式第1号）
- ② 起業準備活動計画書（要綱 様式第1号の3）
- ③ 起業活動の工程表（要綱 様式第1号の4）
- ④ 申請者の履歴書（要綱 様式第1号の5）
- ⑤ 誓約書（要綱 様式第1号の6）
- ⑥ 上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請者の住居を明らかにする書類
（例：賃貸借契約書の写しなど）

- ⑦ 上陸後又は在留資格の変更後 1 年間の申請者の滞在費を明らかにする書類
(例：預貯金通帳の写し等、現金預貯金残高が分かる書類など)
- ⑧ 告示第 5 の 6 (1) ⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する書類
(例：卒業証書の写し、就労証明書や源泉徴収票など実務経験を得た期間を示す書類、履歴事項証明書など)
- ⑨ 申請者の旅券の写し
- ⑩ その他必要書類

※ ①～⑤の様式は、以下の岐阜県のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/gaikokujin-koyo/11351/gaikokujinkigyosokushin.html>

起業準備活動計画の更新の確認申請をする場合においては、以下の書類を提出していただきます。

<更新申請時の提出書類>

- ① 起業準備活動更新確認申請書（要綱 様式第 1 号の 2）
- ② 起業準備活動計画書（要綱 様式第 1 号の 3）
- ③ 起業活動の工程表（要綱 様式第 1 号の 4）
- ④ 在留期間の更新後 6 月間の申請者の住居を明らかにする書類
(例：賃貸借契約書の写しなど)
- ⑤ 在留期間の更新後 6 月間の申請者の滞在費を明らかにする書類
(例：預貯金通帳の写し等、現金預貯金残高が分かる書類など)
- ⑥ その他必要書類

※①～③の様式は、以下の岐阜県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/gaikokujin-koyo/11351/gaikokujinkigyosokushin.html>

提出書類はすべて日本語で記入し、名前はアルファベット、漢字又は仮名（ひらがな、カタカナ）表記としてください。また、日本語以外の資料を提出する場合は日本語訳を添付してください。

イ 提出方法・提出先

申請時の提出書類は、以下のいずれかに該当する方が提出してください。

＜提出いただける方＞

- ① 申請者本人
 - ② 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者。
 - ③ 申請者が経営を行うこととなる事業の国内の事業所の職員
 - ④ 国内の事業所の設置について、申請者本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）
- ※ ②～④の方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

＜提出先＞

岐阜県商工労働部産業人材課人材企画係

- ・住所：〒500-8570 岐阜県岐阜市蕨田南2丁目1番1号（岐阜県庁10階）
- ・電話：058-272-8406（直通）
- ・開庁時間：8時30分～17時15分（土日、祝日、年末年始は休み）

（2）起業準備活動計画の確認

岐阜県において、申請のあった起業準備活動が、外国人起業活動促進事業に関する告示（以下、「告示」という。）第5の6（1）または（2）に定める各要件に該当することを、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上で確認を行います。

例えば、当該起業準備活動が岐阜県の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであるか、当該起業準備活動に係る事業計画が適正かつ確実なものであるかなどについて、専門家の意見を聴いた上で審査し、確認を行います。

起業準備活動計画には、事業の種類及び内容、事業開始までの具体的な計画、起業準備活動を行うために必要な資金の額及びその調達方法などの記載が必要ですので、様式に従って作成してください。

なお、申請者が岐阜県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明した場合には、申請を受け付けることができません。また、申請受理後に判明した場合は、その効果を遡って取り消します。

（3）「起業準備活動確認証明書」の交付

起業準備活動確認の申請が適切で、当該起業準備活動が告示第5の6（1）または（2）に定める要件（以下、「当該要件」という。）をすべて満たしていると認められるとき、岐阜県知事は「起業準備活動確認証明書」（要綱 様式第2号の1）または「起業準備活動確認証明書（更新用）」（要綱 様式第2号の2）を交付します。海外への郵送はおこなっておりません。

< 交付場所 >

岐阜県商工労働部産業人材課人材企画係

・住所：〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁10階）

なお、申請に不備があるときや当該要件の全部又は一部を満たしていないと認められるときは、岐阜県知事は「起業準備活動確認結果通知書」（要綱 様式第3号）の交付（郵送）により、「起業準備活動確認証明書」の発行に至らなかったことを通知します。

（4）在留資格認定証明書の交付申請・在留期間の決定

「起業準備活動確認証明書」の交付を受けた方は、「起業準備活動確認証明書」の有効期間である3か月以内に、住居地を管轄する地方出入国在留管理局で在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。

（5）起業準備活動の展開

在留資格「特定活動」の決定を受けた方は、本邦上陸後7日以内（既に他の在留資格で本邦に在留している者については在留資格の変更手続きが完了してから7日以内）に在留資格「特定活動」の取得にかかる報告書（要綱 様式第7号）を岐阜県に提出し、1年の在留期間中（更新後は6か月間）に、起業準備活動を行ってください。

活動期間中、起業準備活動計画の進捗状況について、少なくとも1月に1回、面接をします。その際、起業準備活動計画の実施状況が明らかになる書類（*）について、提出を求める場合があります。

なお、起業準備活動を進める中で、何かお困りのことがありましたら、岐阜県商工労働部商工政策課外国人雇用対策係にご相談ください。

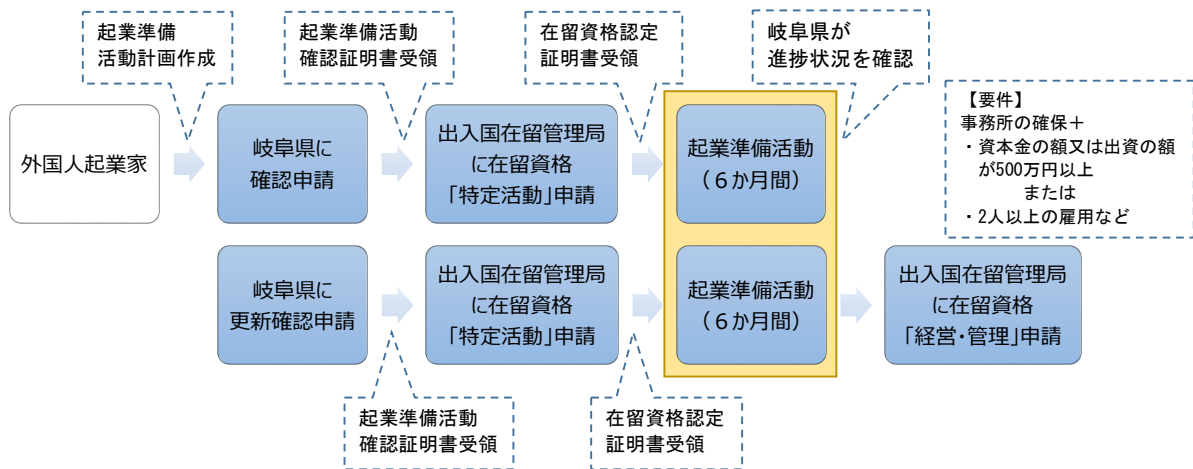
（*）例：事務所の賃借や従業員の雇用に係る契約書、取引先との契約書、本人の預貯金通帳等。

（6）在留資格「経営・管理」への資格変更

在留資格「特定活動」の期間満了後、引き続き本邦に在留し、事業の経営を行う場合には、住居地を管轄する地方出入国在留管理局において在留資格「経営・管理」への在留資格変更の手続を行ってください。

なお、1年間の在留期間中、起業準備活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」の在留資格への変更等が認められなかった場合には、本国に帰国していただくことになります。帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金とは別に確保してください。

<一連の流れ>



5 申請内容の変更

岐阜県へ起業準備活動確認を申請した後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに提出先まで以下の書類を提出してください。

- ① 変更届出書（要綱 様式第1号の7）
- ② 変更事項を確認できる書類（例：賃貸借契約書の写しなど）

<「変更届出書」の提出が必要な場合（例）>

- ・申請者の日本国内における住居、連絡先等が変わったとき

6 起業準備活動確認の取消し

「起業準備活動確認証明書」の交付を受けた方が、証明書を発行された日から在留資格「特定活動」の期間満了までの間に、以下のいずれかに該当した場合、証明書の発行を取り消すことがあります。

- ① 虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により当該起業準備活動確認を受けたことが判明したとき
- ② 申請者が暴力団員等であることが判明したとき
- ③ 起業準備活動計画の進捗状況の確認等を行う際、正当な理由なく説明、文書の提出その他必要な対応に係る岐阜県の求めに応じないとき

なお、起業準備活動確認を取り消された場合は、起業準備活動確認取消通知書（要綱様式第5号）を送付しますので、直ちに交付された証明書を返還してください。